

レシートクーポン掲載サービス利用条件

第1条 (本条件の適用)

本条件は、「レシートクーポン掲載サービス」(詳細は第3条にて定めるものとし、以下「本サービス」という)の利用を申込み、株式会社ぐるなび(以下「当社」という)がこれを承諾した者(以下「利用者」という)が本サービスを利用するにあたり、当社と利用者との間に適用される。

第2条 (定義)

本条件における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 導入小売店
レシートクーポン(次条第1項第1号にて定義する)を発券するために必要なシステムを導入している小売店
- (2) ユーザー
導入小売店で商品を購入する消費者
- (3) パートナー
本サービスの提供にあたり、当社が提携をするカタリナマーケティングジャパン株式会社(所在地:東京都港区虎ノ門2-2-1)

第3条 (本サービス)

1. 当社は、利用者に対し、本サービスとして次の各号に定めるサービスを提供する。
 - (1) レシートクーポンサービス
ユーザーが導入小売店で特定の商品を購入する際に、当該購入商品の情報および当該ユーザーの過去の購買履歴情報を当該導入小売店のレジで読み取ることにより、当該導入小売店のPOSシステムを通じてパートナーのコンピュータサーバーに当該購入が認識され、ほぼ同時に当該導入小売店のレジ横に設置されているプリンターにより、当該購入につき予め利用者が指定したインセンティブおよび/またはメッセージ(以下「レシートクーポン」という)が発券され、ユーザーに交付されるシステムを提供するサービス
 - (2) 前号に付随関連するサービス
2. 当社は、当社の裁量で本サービスの全部または一部の内容を変更することができる。

第4条 (本契約の成立)

1. 本サービスの利用を希望する者(以下「利用希望者」という)は、当社に対し、当社所定の申込書(以下「本申込書」という)を提出することにより、本サービスの利用を申込み。当社は、本申込書の提出をもって、利用希望者が本条件に同意したものとみなす。
2. 当社は、前項の申込みについて、当社所定の審査基準(以下「審査基準」という)に従い利用希望者を審査し、利用希望者が審査基準を満たさないと判断した場合には、速やかに当該利用希望者にその旨を通知する。
3. 本条件に基づく利用希望者と当社との間の契約(以下「本契約」という)は、当社が利用希望者の申込みを承諾した時点をもって成立する。

第5条 (本契約期間)

本契約の有効期間(以下「本契約期間」という)は、本契約成立日から本申込書にて定める発券期間が満了する日までとする。

第6条 (本サービス料および支払条件)

1. 利用者は、当社に対し、本サービスの対価(以下「本サービス料」という)として、次の各号に定める金額のうち、高い方の金額を支払う。
 - (1) 本申込書にて記載する基本プログラム料金
 - (2) 本契約期間中に実際に発券されたレシートクーポンの枚数に、本申込書にて規定する発券単価を乗じた金額(ただし、基本プログラム料金の105%を超えない限度とする)
2. 利用者は、当社に対し、当社が別途定める時期および方法により本サービス料を支払うものとする。なお、支払いにかかる手数料その他の費用は利用者の負担とする。

第7条 (委託)

当社は、当社の責任および負担にて、本サービスを提供するために必要な業務の全部または一部を、第三者(パートナーを含むがこれに限られない。以下「委託先」という)に委託することができる。

第8条 (レシートクーポンの発券)

1. 利用者は、本契約成立後、当社が別途指定する期日までにレシートクーポンの内容(インセンティブの内容を含むがこれに限られない)およびこれを構成する素材として当社が別途指定するもの(文章、画像等を含むがこれらに限られず、以下「素材」という)を、当社が別途指定する方法にて当社に提供する。
2. 当社は、前項に基づき利用者から提供を受けた内容および素材に基づき、レシートクーポンを作成の上、発券する。

第9条 (商品値引額の補填)

1. 本条の規定は、利用者は、レシートクーポンのインセンティブとして商品の値引きを設定する場合に適用される。
2. 当社は、各月1日から末日まで(以下「計算期間」という)において導入小売店で使用されたレシートクーポンの件数および当該レシートクーポンによって値引きされた商品の金額を算定の上、当該算定結果に基づき、利用者に対し商品価値引額(以下「商品値引額」という)の支払いにかかる請求書を交付する。
3. 利用者は、前項に基づき交付を受けた請求書にかかる計算期間満了日の翌月末日までに、当社が別途指定する方法および条件に従い、当社に対し商品値引額を支払うものとする。

第10条 (保証)

利用者は、当社に対し、次の各号に掲げる事項を保証する。

- (1) 素材が、第三者の著作権、肖像権、商標権その他一切の権利を侵害しないこと
- (2) レシートクーポンの内容が関係法令(「不当景品類及び不当表示防止法」を含むがこれに限られない)に抵触していないこと
- (3) 素材が、当社が別途定めるクーポン掲載条件に違反しないこと

第11条 (免責)

当社は、本契約において明示的に保証した場合を除き、利用者に対して本サービスに関しその商品適格性、特定目的適合性その他一切の保証も行わない。

第12条 (紛争等の処理)

レシートクーポンの発券に起因しまたは関連し、ユーザーその他第三者との間で問合せ、クレームまたは訴訟の提起等の紛争が生じた場合、利用者は、自らの責任および負担の下でこれを解決するものとする。

第13条 (遅延利息)

利用者は、本サービス料の支払いを遅延した場合、支払期日の翌日から支払い済みに至るまで、月利1.5%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第14条 (本サービスの中断および停止)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者へ予告なく、本サービスの全部または一部の提供を中断または停止することができる。
 - (1) 当社または委託先のサーバーまたはシステムの保守、点検、バージョンアップ等により本サービスの提供が不能または困難な場合
 - (2) 通信事業者等の設備の事故、火災、停電、天災地変、社会的混乱等の当社の責に帰すべき事由によらず本サービスの提供が不能または困難な場合
 - (3) 利用者が本条件に定める保証事由に違反したと当社が認める場合
2. 当社は、前項の定めに基づき本サービスの全部または一部の提供を予告なく中断または中止した場合であっても、これにより利用者へ生じた一切の損害について責任を負わない。この場合であっても、これによって本サービス料は減額されるものではない。

第15条 (秘密保持)

利用者は、本契約の内容および直接間接を問わず本サービスを通じて知り得た当社およびパートナーの営業上・技術上その他一切の情報を秘密として取扱い、安全かつ適切な方法で厳重に管理し、当社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本サービスの利用の目的以外に使用してはならず、また第三者に開示し、若しくは使用させてはならない。

第16条 (ユーザー情報の保護)

利用者は、個人情報保護に関する法律その他個人情報およびプライバシーを保護するための法令に従い、次の各号に定める事項を確約する。

- (1) 本サービスの利用に際して知り得たユーザーにかかる情報(氏名、住所、生年月日その他ユーザーを識別することのできる情報をいい、以下「ユーザー情報」という)の取扱いに当たっては、その保護の重要性を認識し、ユーザー、当社およびパートナーの権利、利益を侵害することのないように適切に行うこと
- (2) ユーザー情報を収集する場合、ユーザーに対してその収集の目的を明確にするとともに、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によって収集すること
- (3) ユーザー情報を第三者に漏洩せず、ユーザー情報の漏洩、滅失および毀損の防止その他ユーザー情報の適正な管理のための必要な措置を講じることとし、ユーザー情報を利用する直接の目的以外に利用し、または第三者に開示もしくは提供しないこと
- (4) ユーザー情報の取扱いに関して、本条の内容に違反する事態が生じ、または生じるおそれがあることを認識したときは、速やかに当社に報告するものとし、万が一当社、パートナーまたは第三者に損害を及ぼした

第17条 (途中解約)

利用者は、本契約を途中解約することを希望する場合、当社に対し、第6条第1項第1号に定める基本プログラム料金全額を支払うものとする。

第18条 (解除)

当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、利用者に対する何らの通知および催告なしに、本契約を直ちに終了させることができる。この場合、利用者は、当社に対して負担する一切の債務(本契約に基づき負担する債務を含むがこれに限られない)の期限の利益を当然に失い、これを直ちに弁済する。なお、本条による本契約の終了は、当社による利用者に対する損害賠償の請求を妨げない。

- (1) 本条件に違反した場合において、相当期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、かかる期間内において当該違反状態が是正されなかった場合
- (2) 審査基準を満たしていないことが事後的に判明した場合または審査基準を満たさなくなったと当社が判断した場合
- (3) 自己の営業を停止または廃止した場合
- (4) 仮差押え、仮処分、差押えもしくは競売の申立てを受け、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始もしくは特定調停手続開始その他これらに類する手続の申立てを自ら行った場合
- (5) 支払いを停止または手形交換所から警告もしくは不渡処分を受けた場合
- (6) 公租公課の滞納処分を受けた場合
- (7) 前三号のほか、利用者の財産状態または信用状態が悪化したと当社が判断した場合
- (8) 資本減少、合併、全部もしくは重要な一部の事業の譲渡または解散の決議をした場合
- (9) 株主構成、役員等の変動等により会社の実質的支配者が変化し、従前の会社との同一性がなくなったと当社が判断した場合
- (10) 前各号のいずれかに準ずる事由があると当社が合理的に判断した場合
- (11) その他利用者による本契約の履行が困難であると当社が合理的に判断した場合

第19条 (反社会的勢力の排除)

1. 当社および利用者は、本契約締結日現在において、次の各号のいずれにも該当しないことを相互に保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係団員
 - (5) 総会屋等
 - (6) 政治活動、社会運動標ぼうゴロ
 - (7) 特殊知能暴力団等
 - (8) 反社会的勢力共生者
 - (9) 前各号に該当する者と社会的または経済的関係がある者
 - (10) その他前各号に準ずる者

2. 当社および利用者は、自己または第三者をして、次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求
 - (3) 取引に関して、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または業務を妨害する行為
 - (4) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」において禁止されている行為
 - (5) 自身が前項各号に該当する者である、またはその関係者である旨を伝えるなどする行為
 - (6) その他前各号に準ずる行為
3. 当社または利用者は、相手方が第1項各号のいずれかに該当し、前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の保証・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。なお、これにより解除を受けた当事者に損害が生じた場合であっても、解除を行った当事者は一切の損害賠償を負担しない。

第20条（残存条項）

終了事由のいかんを問わず、第6条（本サービス料および支払条件）第2項、第9条（商品値引額の補填）、第12条（紛争等の処理）、第13条（遅延利息）、第15条（秘密保持）、本条、第20条（権利義務の譲渡等の禁止）および第23条（管轄裁判所）の規定の効力は、本契約終了後においても該当事項が存在する限りにおいて存続する。

第21条（権利義務の譲渡等の禁止）

利用者は、当社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本契約上の地位または本契約によって生じる権利もしくは義務を第三者に承継させまたは担保に供してはならない。

第22条（本条件の変更）

1. 当社は、利用者に予告なく、本条件を変更することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、当社は、利用者の権利または義務に重大な影響を及ぼす変更については、利用者に対し、当社が適当と認める方法（当社が送付する郵便物での通信等を含むがこれに限られない）により事前に通知することによって、本条件を変更することができる。当社は、利用者が、本項に定める通知から2週間以内に本条件の変更について異議を申し出なかった場合、変更後の本条件に同意したものとみなす。

第23条（協議）

本条件に定めのない事項については、関係法令に従うほか、利用者当社が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

第24条（管轄裁判所）

本契約に関連して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

制定日：2020年3月23日